

『播磨国風土記』『一云』『一家云』の用法

谷口雅博

はじめに

上代文献では、「一書曰」「或本曰」「一云」等の形で、所謂「異伝」を記す場合が少なくない。しかし、例えば『日本書紀』神代巻の「一書」や、『万葉集』柿本人麻呂作歌の「或本歌」などは、その位置付け、存在理由等について様々に意見が提出されているが、未だに定説を見ない状況である。「古風土記」においても、さほど多くではないものの、異伝と思しき記述が何例か見受けられる。具体的には、『常陸国風土記』に「或曰」が三例、『肥前国風土記』に「一云」が二例。いずれも基本的には地名起源説明の異伝を記していると思われる例である。『出雲国風土記』『豊後国風土記』には見えない。とくに完本である『出雲国風土記』に見えないということは、地名起源説話に異説を並記せず、一本化して記そうという編纂意識を伺うことができる。

さて、『播磨国風土記』の場合だが、「一云」が九例、「一家云」が三例、計十二例ある。これらの例の中には、後述するよ

うに地名起源の異説を記したと思われる例があるが、全体を通してみると、単純に異説並記の形式とは言えない面がある。まず始めに、次の例から紹介しておきたい（一）内は本文表記、以下同）。

船引山（中略）此の山に鵲住めり。一、韓國の鳥といふ
 「一云、韓國鳥」。

「鵲」に対する別の呼び方を、鳥の本拠地と絡めて説くものである。これは、異説を記すというよりも、「鵲」に関する情報を補足的に説明しているものであり、付加説明に該当するものであろう。『播磨国風土記』の「一云」「一家云」は、基本的にこうした性格から逸脱するものではないというのが本稿の見通しであるが、以下、地名起源説話の問題と絡めて考えて行きたい。

一、「一云」と旧地名

『播磨国風土記』には、旧地名（本の名）を記す場合が何例もある。

(現地名) (旧地名)

①含藝里 瓶落 <印南郡>

②安相里 沙部 <飭磨郡>

③少川里 私里 <飭磨郡>

④香具山 鹿來墓 <損保郡>

⑤越部里 皇子代里 <損保郡>

⑥林田里 淡奈志 <損保郡>

⑦広山里 握村 <損保郡>

⑧大家里 大宮村 <損保郡>

⑨勝部岡 大法山 <損保郡>

⑩少宅里 漢部里 <損保郡>

⑪桑原里 倉見里 <損保郡>

⑫吉川 玉落川 <讃容郡>

⑬庭音村 庭酒村 <六禾郡>

⑭安師里 酒加里・山守 <六禾郡>

⑮石作里 伊和 <六禾郡>

⑯穂積里 塩野 <賀毛郡>

右の①～⑯は、地名の起源の語り方としていくつかのパターンに分けられる。

(ア) 旧地名の起源のみを記すもの。①④⑥⑦⑧⑬

(イ) 現地名の起源のみを記すもの。②⑮

(ウ) 現地名と旧地名と両方の起源を記すもの。⑨⑩⑫⑭⑯

(エ) 旧地名の起源を記し、現地名の起源を【一云】で記すもの。③⑤⑪

(ア) の例には、次のようなパターンがある。

①含藝^{かひぎ}の里「本の名は瓶落^{かみおち}なり」土は中の中なり。瓶落と號くる所以は、難波の高津の御宮の天皇の御世、私部の弓取等が遠祖、他田の熊千、瓶の酒を馬の尻に着けて、家地を求ぎ行きしに、其の瓶、此の村に落ちき。故、瓶落といふ。(「一」内は分注、以下同)

④香山^{かぐやま}の里「本の名は鹿來^{かぐは}墓なり」土は下の上なり。鹿來墓と號くる所以は、伊和の大神、國占めましし時、鹿來て山の岑に立ちき。山の岑、是も亦墓に似たり。故、鹿來墓と號く。後、道守臣、宰たりし時に至り、乃ち名を改めて香山と爲す。

①の場合には、本の名である「瓶落」の命名由来を語るのみで、現地名の由来に関しては一切触れられていない。⑥も同様である。

④の場合には、改名した件や、それに関わった人物の説明はある。だが、改名の由来については説かれていない。「カグハカ」↓「カグヤマ」という類音による変化、及び表記の変更と見て、特に由来を記さなかったとも考えられそうだが、記述パターンとしては、⑦⑧も同様で、特に⑦の場合には、「ツカ」↓「ヒロヤマ」という全く音の上では繋がらない改名をしているにも関わらず、その由来を記していない。書式の上からすれば、意識としては④も同様に音による類似で捉えるよりも、やはり現地名の由来を記さない例と考えてよからう。ただ、⑬の場合には書式が異なり、「今の人は庭音の村といふ」とあるだけで「改」の字がない故、「庭酒(ニハキ)」↓「庭音(ニハ

ト) という音韻上の変化と捉えている可能性がある。

(イ) については、②の場合は、標目地名の次に旧名記載があるわけではなく、「安相里」の命名由来を記した後に、分注表記で、「本の名は沙部あさべといひき。後に里の名は字を改めて二字に注するに依りて、安相の里と爲す」とあるものであり、地名の改変というよりも文字表記の変更にによるものであるゆえ、他の例とは異なる。また、⑬の場合には、本の名である「伊和」の由来説明は該当個所にはないのだが、六禾郡末の「伊和村」の条に、以下の様に記されている。

伊和の村「本の名は神酒かみさけなり」大神、酒を此の村に醸みましき。故、神酒の村といふ。又、於和あわの村といふ。大神、國作り訖へまして以後、のりたまひしく、「於和。我が美岐みぎに等らむ」とのりたまひき。

つまり、村名の箇所では説明があるために「石作里」条では特に説明が必要とされなかったのと、「伊和」という名称自体にも更に「本の名」があるという事情によって、記されていないのであろう。

ここまでの用例を見て言えることは、『播磨国風土記』では旧地名と現地名とがある場合、旧地名の由来を説くことには熱心だが、現地名の由来を記すことにはあまり熱心ではないという点である。

だが、(ウ) の例では現地名と旧地名との両方の由来を記している。

⑨大法山おほのりやま「今いまの名は勝部岡すべのおかなり。」品太の天皇、此の山に大きき法を宣りたまひき。故、大法山といふ。今、勝部と

號くる所以は、小治田の河原の天皇のみ世、大倭の千代の勝部等を遣りて、田を墾らしむるに、即ち、此の山の辺に居りき。故、勝部岡と號く。

⑩少宅すくぢの里「本の名は漢部の里なり。」土は下の中なり。

漢部と号くる所以は、漢人、此の村に居りき。故、以ちて名と爲す。後に改めて少宅といふ所以は、川原の若狭の祖父、少宅の秦公の女に娶ひて、即て、其の家を少宅と号けき。後、若狭の孫の智麻呂、任されて里長と爲りき。此に由りて、庚寅の年、少宅の里と爲せり。

⑪吉川よしかわ「本の名は、玉落川たまおちがはなり。」大神の玉、此の川に落ちき。故、玉落といふ。今、吉川といふは、稻狭部いそせの大吉利、此の村に居り。故、吉川といふ。

⑫安師あなしの里「本の名は酒加すかの里なり。」土は中の上なり。

大神、此処こゝに食いひしましき。故、須加すかといひき。後、山守の里と号く。然る所以は、山部の三馬、任されて里長となりき。故、山守という。今、名を改めて安師と爲すは、安師川に因りて名と爲す。其の川は、安師比売あしひめの神に因りて名と爲す。伊和の大神、娶めとせむとしましき。その時、

此の神、固く辞びて聴かず。ここに、大神、大く腹りまして、石を以ちて川の源を塞きて、三形の方に流し下したまひき。故、此の川は水少し。此の村の山に、施・杉・黒葛等生ふ。狼・熊住めり。

⑬穂積ほづみの里「本の名は塩野しほのなり。小目野こめの」土は下の上なり。塩野と号くる所以は、鹹水しほみづ、此の村に出づ。故、塩野といふ。今、穂積と号くるは、穂積臣等の族、此の村に居

り。故、穂積と號く。

旧地名の由来を見ると、⑨では天皇の行為、⑩は漢人の居住、⑫⑬は大神の行為、⑭は土地の状態による命名である。それに対して現地名の由来は、⑭の「安師川」「安師比売」を除けばすべてその土地と関わる人物による命名である。ということとは、地名の改変は基本的に人物との関わりでなされることが多いことを示すであろう。そして、土地と人物との結びつきが明確である場合、若しくは強調したい場合には、改名後の現行の地名由来も記そうとしているのだと考えられる。

さて、次が一番問題となる（エ）のパターンである。

③少川（は）の里「高瀬の村・豊国の村・英馬野・射目前・檀坂・御立丘・伊刀鳴」土は中の中なり。「本の名は私の里なり。」右、私の里と号くるは、（志貴の）鳴の宮に御宇しめしし天皇のみ世、私部の弓束等が祖、田又利君鼻留、此の処を請ひて居りき。故、私の里と号く。以後、庚寅の年、上野の大夫、宰たりし時、改めて小川の里と爲す。一、ひとといへらく「一云」、小川、大野より此処に流れ来。故、小川といふ。

⑤越部の里「旧の名は皇子代（みこしろ）の里なり。」土は中の中なり。皇子代と号くる所以は、勾の宮の天皇のみ世、寵人、但馬君小津、み寵を蒙りて姓を賜ひ、皇子代君と爲して、三宅を此の村に造りて仕へ奉らしめたまひき。故、皇子代の村といふ。後、上野の大夫、卅戸を結びし時に至り、改めて越部の里と号く。一、ひとといへらく「一云」、但馬の国の三宅より越し来たり。故、越部の村と号く。

⑪桑原（はら）の里「旧の名は倉見（くらみ）の里なり。」土は中の上なり。品太の天皇、櫛折山に立ち御して、望み覽たまひし時、森然に倉見えき。故、倉見の村と名づく。今、名を改めて桑原と爲す。一、ひとといへらく「一云」、桑原村主等、讃容の郡の桜見（さくらみ）の桜を盗みて、将ち来しを、其の主認ぎ来て、此の村に見あらはしき。故、桜見といふ。

右の③⑤⑪は、旧地名の起源を語り、後、改名の事を説明するところまでは、（ア）の④⑦⑧と共通している。が、こちらの場合には、その後に「一云」で現地名の由来を記している。その意味では（ウ）とも共通性を持つ。（ア）と（ウ）との比較で言えば、（ア）に比べれば現地名の由来を記そうという意識はあるが、（ウ）ほど明確に本文中で、「○○所以は」と説くのではなく、あくまでも改名記事の後に、改められた地名に付随する形で補足的に説明されるのに過ぎない。③⑤はどちらも「上野の大夫」が関わっており、③の場合には「庚寅」というように年次も特定されている。きわめて記録的な内容である。

なお、⑪の場合には、「一云」の記事内容も「クラミ」の命名由来のようなかたちになっており、後に見る異伝的な例にも近いが、人物名が「桑原村主」とあるゆえ、現地名「桑原里」の由来を説く話としても伝わっていたのであろう。むしろ、現地名の由来の形を取っていない点の方を重視すべきである。やはり重点は旧名由来にあるという例になるからである。

以上見てきたところをまとめてみると、『播磨国風土記』において現地名に対して旧地名がある場合、旧地名の方の由来を説こうとする意識は強いが、現地名に関しては由来を説かねば

ならないという意識はあまり感じ取れないという傾向が伺えた。その土地の歴史を語り、土地の性質を掌握しようとするのであれば、より古くからの呼び名に関心が向くのは自然なことではあるかも知れない。⑨の「大法山」のように、標目地名に旧地名を記し、今の地名を分注で記す例が存在するのも、旧地名への関心の高さを伺わせるものである。

そして、「一云」との関わりで言うならば、③⑤⑪に見る「二云」は、決して二つの対立する伝承を並記するというものではなく、あくまでも各伝承の記述内容を補足説明するためのものであった。

二、異説配列の意識

それでは次に、一見、異伝を並記していると見られる例の検討に移る。従来、『播磨国風土記』に見られる「一云」「一家云」の記事については、一つの地名由来に関わる異伝並記という見方で捉えられてきた。例えば益田勝実は以下のように述べている。

一つの地名に対する異伝の重層は、かならず、在地的な説話では、神々の伝承と人間の伝承の対立であり、そうでない場合は、在地的な説話と支配的な説話の対立であることがわかる。次元の異なる伝承である。(中略)在地の神々と人間、神々と天皇という対立、もつと整理すれば、神々対新しい人間および天皇という新旧二つの対立とみられよう。古い第一次的伝承の層に対して、新しい第二次的

伝承の層が重なってきているのである。

また、異説並記によって生ずる事態について、山田直巳は次のように説いている。

地名起源譚は、異説を記すことでその絶対性を喪失する。つまり、一つの出生に二つの出生証明書が書かれることに他ならないからだ。かくして、起源譚は流動的なものとなり、その末の末は、地名のみの独り歩きという結果が出来る。それは、最終的には他と弁別する単なる符号という所に落着いて行くものであった。(中略)異伝を記すという形(スタイル)には、大きく神から人へ、という傾向を認めることができる。即ち、歴史の胎動である。かくして、風土記において、神話は歴史によって乗り越えられていったのである。

一つの地名に纏わって、「一云」「一家云」の前後に記された二つの話が、新旧や、在地と中央という対応・対立関係を持つものであるとした場合は、山田氏の説くように「絶対性の喪失」という事態を引き起こすであろう。だが、前節までの検討からすれば、「一云」で記される内容が、それ以前の記事内容に対立する異伝であると捉えることには躊躇いを感じざるを得ない。また、秋本吉徳は、異説並記の問題について、以下の様に慎重な発言をしている。

まず『風土記』が書き留めた地名説話は、氷山の一角にも等しく、その全体のごく一部にすぎないのであり、概ね一地名一説話という原則らしきものが存するのは、実は編述者の段階における編述方針によるものであり、当時の実状

から言えば、一地名に対して複数の地名説話の存するものが数多くあったのではないかと一点で、現存する本伝と異伝からだけである種の結論を出すことに、少なからぬ不安を覚えるのである。

また、右の如き状況を思えば、『風土記』がわざわざ本伝と異伝とを並記しているのは、偶然の結果というよりは、むしろ並記せざるを得ない特殊な事情が編述筆録者の側にあつたことを窺わせる。とするならば、『風土記』に見える本伝異伝並記の例は、当時の一般的な地名説話の在り方から言えば、少しく特殊であつたのではないかという疑問につかる。こうした特殊な例から、一般的結論を導き出すことにも不安が残る。

確かに「現存する本伝と異伝からだけである種の結論を出す」のは不安が残る。しかし、「わざわざ」本伝と異伝とを並記している以上は、やはり何かしらの事情があつたと考えざるを得ない。それが当時の一般的な在り方からすれば特殊なものであつたとするならば、特殊な方法を選択した編者の側の意識を考えてみる必要がある。ただし、「一云」で示されるものは補足説明的な内容であり、話の中心はあくまでも「一云」の前の本伝の部分であつて、両者は対等の関係ではない、ということとはあらかじめ注意しておきたい。

では、以下具体的に見ていく。

(1)

④手苅丘と号くる所以は、近き国の神、此处に到り、手以て草を苅りて、食薦と爲しき。故、手苅と号く。

⑧一ひといへらく「一云」、韓人等始めて来たりし時、鎌を用ゐることを識らず。但、手以て稻を苅りき。故、手苅の村といふ。
〈飭磨郡〉

(2)

④阿豆の村 伊和の大神 巡り行でましし時、其の心の熱きに苦しみて、衣の紐を控き絶ちたまひき。故、阿豆と号く。

⑥一ひといへらく「一云」、昔、天に二つの星あり。地に落ちて、石と化爲りき。ここに、人衆集まり来て談論ひき。故、阿豆と名づく。
〈揖保郡〉

(3)

④望岡の里「生野・大川内・湯川・粟鹿川内・波自加の村」土は下の下なり。望岡と号くる所以は、昔、大汝命と小比古尼命と相争ひて、のりたまひしく、「望の荷を担ひて遠く行くと、屎下らずして遠く行くと、此の二つの事、何れか能く爲む」とのりたまひき。大汝命のりたまひしく、「我は屎下らずして行かむ」とのりたまひき。小比古尼命のりたまひしく、「我は望の荷を持ちて行かむ」とのりたまひき。かく相争ひて行でましき。数日運て、大汝命のりたまひしく、「我は行きあへず」とのりたまひて、即て坐て、屎下りたまひき。その時、小比古尼命、咲ひてのりたまひしく、「然苦し」とのりたまひて、亦、其の望を此の岡に擲ちましき。故、望岡と号く。又、屎下りたまひし時、小竹、其の尿を弾き上げて、衣に行ねき。故、波自

賀の村と号く。其の聖と屎とは、石と成りて今に亡せず。

④一家いへらく「一家云」、品太の天皇、巡り行でましし時、宮を此の岡に造りて、勅りたまひしく、「此の土は聖たるのみ」とのりたまひき。故、聖岡といふ。〈神前郡〉

(4)

④聖坂は、讃伎日子、逃去ぐる時、建石命、此の坂に逐ひて、いひしく、「今より以後は、更、此の界に入ること得じ」といひて、即ち、御冠を此の坂に置きき。

④一家いへらく「一家云」昔、丹波と播磨と、国を堺ひし時、大甕を此の上に掘り埋めて、国の境と爲しき。故、甕坂といふ。〈託賀郡法太里〉

(5)

④梗岡は、伊和の大神と天日杵命と二はしらの神、各、軍を發して相戦ひましき。その時、大神の軍、集ひて稻舂きき。其の梗聚りて丘と爲る。

④一ひといへらく「一云」、城を掘りし処は、品太の天皇の御俗、参度り来し百濟人等、有俗の随に城を造りて居りき。又、其の簸置ける梗を墓といひ、又城牟礼山といふ。其の孫等は、川辺の里の三家の人、夜代等なり。

〈神前郡〉

(6)

④(菅生山)菅、山の辺に生へり。故、菅生といふ。

④一ひといへらく「一云」、品太の天皇、巡り行でましし時、井を此の岡に開きたまふに、水甚く清く寒し。ここに、勅りたまひしく、「水の清く寒きに由りて、吾が意、宗

々我々志」とのりてまひき。故、宗我富といふ。

〈揖保郡〉

(7)

④御方の里「土は下の上なり。」御形と号くる所以は、葦原志許乎命、天日槍命と、黒土の志爾嵩に到りまし、各、黒葛三条を以ちて、足に着けて投げたまひき。その時、葦原志許乎命の黒葛は、一条は但馬の氣多の郡に落ち、一条は夜夫の郡に落ち、一条は此の村に落ちき。故、三条といふ。天日槍命の黒葛は、皆、但馬の国に落ちき。故但馬の伊都志の地を占めて在しき。

④一ひといへらく「一云」、天神、形見と爲て、御杖を此の村に植てたまひき。故、御形といふ。〈穴禾郡〉

(8)

④一家いへらく「一家云」、印南と号くる所以は、穴門の豊浦の宮に御宇しめし天皇、皇后と俱に、筑紫の久麻曾の国を平けむと欲して、下り行でましし時、御舟、印南の浦に宿りましき。此の時、滄海甚く平き、波風和ぎ静けかりき。故、名づけて入浪の郡といふ。〈印南郡〉

「一云」五例に対し、「一家云」が三例あるが、内容・用法の上で特に違ひはないものと思われるので、併せて考えることにする。(8)は「一家云」で始まっているので、本来はその前に記事があったと思われるのだが、伝わっていない。従つて異説並記の用例としての分析は不可能であるので、(1)・(7)の用例を検討対象とする。但し、地名起源に関わる主体が天皇

(人)であるという点については、(8)も他の例と共通しているということは言える。

さて、まず全体の傾向を見ると、(1)→(5)は、前半が神の行為による起源、後半が人(含、天皇)の行為による起源という共通性が見られる。但し、(5)に関しては、(4)⑧ともに説話内容が不明瞭である。④は「梗岡」の名の起源を語っているようだが、⑧にはその「梗岡」の起源がなく、「城を掘りし処」を話題にしていって対応しない。『一内』の文の位置は三條西家本によるものだが、多くの現行諸注釈書は、「一云」の前に移動させるなどしており、本文にも問題のある箇所である。いずれにせよ、「梗岡」の地に関わる神話伝承に對し、同地にまつわる応神朝の記事を「一云」の後に記したという形である。

(6)は、後半が天皇の行為という点で(1)→(5)と共通するが、前半が自然の状況による命名となっており、神は登場しない。(7)は前半・後半ともに神が関わる話となっている。従来の見解では、例えば神話起源と天皇起源(人事起源)が画説並記されている場合、両者の関係を、「古伝承」と「新伝承」との対立という形で捉え、神話起源が人事起源へと転換が図られ、神話が否定されていくという現象を示すものとして捉えられてきた。しかし、神話が否定され、天皇起源・人事起源が台頭してきたのであるならば、むしろそちらの方を本伝承の位置に据え、否定されるべき神話起源の方が異説として記されるのではないか。その点、(1)→(5)は神話起源の方を本伝承として記しているのだから、少なくとも「神話の否定」

とは言えない。伝承が形成されるメカニズムの問題として考えるならば、「神話の否定」という見方も首肯されるが、『播磨國風土記』編者の意識として見るならば、否定していると捉えることは出来まい。前節までの検討結果を踏まえるならば、「一云」記事で記される内容は、本伝承を補足説明するためのものであった。そして「旧地名」→「現地名」という流れを見れば、過去から現在へむけての時間の流れを見ることができた。今この(1)→(7)の記載内容にも、時間的な配列の意識があるのではないか。(1)→(5)の場合には神々の時代から人の時代へという流れが一致しているのだから問題は無い。(6)の場合はどうか。

(6)の場合、前半は自然状況による起源、後半は天皇の発言による起源となっている。西條勉は、この前半部のような形式の記事について、次のように述べている。¹⁾

説話を構成しない地名由来記事というのは、細かく観察すれば、地名の語義と土地の形状が、文字表記の面において結合しているケースなのである。そこでは、地名はその発生段階に引き戻され、土地の名の本義が直に露出している。

つまり、現実問題は別としても、この記事の形式は土地に名前が付けられた最初の段階、地名の発生時点を説明し得るものであるということになる。一方、後半部の方は、天皇が発した言葉によって名付けられた形だが、元々の「昔が生えている土地」という命名由来を打消すわけではなく、地名の発生時点から時代の降った段階での、捉え返された意味を付加するものと

して記されているのであろう。根本的な地勢による命名に、天皇の讚辞表現が附加された、という構成である。

以上(1)―(6)は、前半に(設定として)より古い時代の話を載せ、後半に新しい時代の話を載せる。前半の話と實際に現在存在する地名との中間に「一云」の話は位置しているものであり、④↓⑤の展開にはやはり意図があると考えられるのである。それは、より古い時代の話を根本に据えるという考え方であつて、決して「神話の否定」というようなものとは受け取れない。(3)を見ればわかるように、神話が「主」であつて、天皇の方が「従」なのである。

三、異説並記の意義

時間的な配列意識に加えて、更に異説並記の意義について考えるために、(7)及び(3)の例を取り上げて考えてみたい。(7)は兩説ともに神の関与する話となつてゐる。この説話に關して山田直巳は、

異説は、天日槍命には係らずに葦原志許乎命に対抗する形で大神(伊和大神)を提出して来る。この場合は、元來土地神たる大神を起源とする地名起源譚があり、これを押し出す形で、葦原志許乎命が設置されていたという構造であらうか。記紀神話的世界観の中で、一定の位置を占める葦原志許乎命を中心とする構造を組成すれば、古い土着的神話は力關係を反映して傍系のものとならざるを得まい。その様に考えれば、「一云」の方も土地占有説話をいうこと

で一致しているのだから、葦原志許乎命の位置に伊和大神が座していたということも十分考慮し得ることだ。即ち、主人公の交替ということもあり得たということを示している。

と説く。とするならば、土着的神話が追いやられ、中央的神話が本伝承として採用された例ということになるが、果たしてそうだろうか。後半の「大神」は、『播磨国風土記』全体から見れば「伊和大神」とみることが出来る。「葦原志許乎命」が記紀神話世界に裏付けられた神である点も恐らく間違いないであらう。だが、この国占め争いの話は、前半部のみでは実は不完全である。この話は、それまで各所(揖保郡粒丘・宍禾郡奪谷・宍禾郡伊奈加川)で葦原志許乎命と国占め争いを展開してきた天日槍命が、結局但馬の地を占めて居住するということの起源語りとなつてゐる。一方の葦原志許乎命の方は、投げた黒葛の一条がこの地に落ちたという記述はあるが、土地占拠の話はなく、「故、三條といふ」の示す内容も曖昧である。それに對して「一云」の記事では、大神が「御杖を植てゐる」という明確な占有行為を行つてゐる。この記事によつて初めて「御方」の地名起源が完結するのではないか。ところで、この記事の直前には、次のような話が記載されている。

波加の村 國占めましし時、天日槍命、先に此處に到り、伊和の大神、後に到りましき。ここに、大神大きに佐みて、のりたまひしく、「度らざるに先に到りしかも」とのりたまひき。故、波加の村といふ。此處に到る者、手足を洗はざれば、必ず雨降る。

伊和大神と天日槍命との国占め争いである。この話では、天日槍命が先に到着したと語るが、具体的な土地占有の記述は見られない。(7)の御方里の話は、この波加村との関連で考えることが出来るのではないか。波加村で土地占有に失敗した伊和大神が、葦原志許乎命と天日槍命が争った此の地に杖を植て、占拠したという関連である。そう見るならば、やはり前半と後半とはある程度の時間の流れ、出来事の前後関係が意識されていることになろう。

さて、(7)の場合、このように後半の記事には、前半の記事の不完全な部分を補足し、より完全に土地の名の由来を語ろうとする意識が伺えるのだが、以下こうした補完作用という点につき、(3)を例にとってなお考えてみたい。

望岡の里の命名由来を語る(3)の話の前半部は、大汝命と小比古尼命との我慢くらべの話として語られる。我慢くらべの勝者である小比古尼命が背負っていた望を投げ捨てたのが命名の由来であると語る。話の上ではこの望は大汝命の尿とともに「石」となって今に残るということだが、ともかくこの地に「ハニ」をもたらしただのが小比古尼命であると語っている。そして「一云」では、品太天皇が巡行の時、「此の土は望たるのみ」と勅したのが望岡の由来だと語る。これは、神々の時代、小比古尼命が望をもたらしただけに天皇がやってきて、改めて発語することによって、この地の「ハニ」を称揚する意義があるのではないか。この地は、土品記事には「土は下の下」とある。植垣節也は、「望岡の里は土品が下下であって、農耕に適しない赤土の地である。赤い粘土はその代わりに壺や杯などの

土器を作るに適しており、工芸品製作がこの地のたいせつな産業だったと推定できる」と述べている。⁽⁸⁾そのたいせつな産業の元となる「ハニ」に関わる記述としては、小比古尼命による地名起源(ハニの将来)のみならず、天皇の発語(ハニの称揚)をも併せ記したいという願いが根本にあったのではないか。単に由来を記すという以外の目的意識が「一云」記事掲載の動機となっていた可能性が伺えるのである。『播磨国風土記』の中には、もう一例「下の下」とされる地がある。

雲箇^{うまか}の里「土は下の下なり。」大神の妻、許乃波奈^{このはな}佐久夜^{さくや}比賣命、其の形、美麗^{うつく}しかりき。故、宇留加^{うりか}といふ。

〈穴禾郡〉

コノハナサクヤヒメが登場するのは、『播磨国風土記』に限らず、「風土記」中でこの例が唯一である。『古事記』神話を参照するならば、この女神は天神御子の繁栄を約束する存在である。雲箇里の命名由来にこの女神が関わってくる背景には、「土は下の下」という瘦せた土壌の繁栄・改善を願う心情があったのではなからうか。「下の下」と記されるのはこの二例のみである。特殊な意識を持って地名起源説話が記された可能性は充分に考えられる。

結

ここまで、『播磨国風土記』の「一云」「一家云」の用法について検討してきた。結論を言えば、「一云」「一家云」で導かれる記事内容は、本伝承を相対化し、起源の絶対性を失わせると

いうものではなく、本伝承を補足し、より内容を充実させる意義を持っているということであった。そしてそれは、今回すべての例について詳説・論証したわけではないが、説話内容からの要請や、土地の性質との関わりなど、個々に書かれるべき必要性があつて書かれたであらうということだ。

地名の由来を二重に語るのは確かに異例である。だが、その異例な方法によって、神の時代→人（天皇）の時代→現在、という通時的な土地の歴史の展開を成り立たせている。「一云」によって、旧地名に対する新地名を補足的に説明するということ形をもつところから見ても、時間的な展開を意識していた点が理解される。このように、二つの説話を時間軸に添って並べる方法を取ることで、単に地名の由来を語るというだけではない付加的な意義を説話に与えているのである。

『播磨国風土記』は、網羅的にあらゆる地名に対して起源を記すという方針をもって編纂されたと思われる。そのため、本来まとまつた内容を有していた説話が何カ所かに分断され、説話内容が不完全になつた場合もあると見られている。一方で、〈賀古郡摺墓条〉〈飭磨郡十四丘伝承〉のような、地名起源列挙の内容を持つ説話に関しては、物語を展開させる機能を担つて地名起源の列挙が盛り込まれたとし、そこに編者の文芸的意図を認める見方もある。⁽¹⁾ 単純に地名の起源を語るという目的のためには本来必要な筈の「一云」「一家云」記事もまた、在地の側から見た上での、不完全な説話や土地の歴史を、より完全な形で記そうとする編者の一つの試みであつたと見られるのである。そして、「その後」等の繋ぎ言葉で話を展開させるの

ではなく、異説並記の形を取った理由は、やはり明確に起源が二重となつてしまふことを避け、なおかつ時間軸に添って展開させようという実験的方法であつたからではなからうか。記載方法・表現方法の模索という意味で捉えるならば、編者の文芸的営みの一端であつたといえよう。

注(1) 『播磨国風土記』本文・訓読文の引用は、秋本吉郎校注、

日本古典文学大系2『風土記』（岩波書店、昭和三十三年四月）による。但し、三條西家本（天理図書館善本叢書所収の複製本）を参照の上、適宜改めた。

(2) 植垣節也校注・訳、新編日本古典文学全集5『風土記』（小学館、平成九年十月）九十二頁頭注で、「伊和村」条について、「本来、石作の里の条にあるべき記事。石作の里の「本の名は伊和なり」の説明が、さらに「本の名は神酒なり」で始まるため、石作の里に挿入しにくくて、一時的に郡末に記載しておいたものが残存したものか。」と説明している。

(3) 吉野裕・益田勝美「風土記の世界——郷土的連関性から——」（『岩波講座日本文学史』第三巻、昭和三十四年六月）。

(4) 山田直巳「地名起源譚の行方——神話の終焉と歴史時間の成立——」（『古代文学の主題と構想』おうふう、平成十二年）。初出は昭和五十九年三月『成城短期大学紀要』十五号。

(5) 秋本吉徳「地名説話の新古——『風土記』の特質の理解のために——」（『国語と国文学』五十六巻十一号、昭和五

十四年十一月)

(6) 注(3)・注(4) 参照。

(7) 西條勉「土地の名と文字／ことば——播磨国風土記のトポノミー」(『古代の読み方』笠間書院、平成十五年五月)。
初出は平成二年十月、『国士館大学文学部人文学会紀要』二十三号。

(8) 注(4) に同じ。

(9) 『播磨国風土記』中に登場する「大神」は、伊和大神以外には、出雲国阿菩大神・出雲御陰大神・出雲之大神・宗形大神・住吉大神・天照大神である。『播磨国風土記』特有の神は伊和大神のみであり、他はすべて他国の神である。単に「大神」としかなく、前後の文脈によっても神名を特定したい場合には、やはり伊和大神を指すと見るのが妥当であろう。

(10) 植垣節也「諸風土記の成立と性格・播磨国風土記」(『歴史公論』六十八号、昭和五十六年七月)

(11) 飯泉健司「へ稽墓へ十四丘」伝承における地名起源の機能——播磨国風土記編纂者の文芸意識——」(『日本文学論究』四十六号、昭和六十二年三月)